

鄭成功生誕 400 周年記念事業ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鄭成功生誕 400 周年記念事業（以下「記念事業」という。）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークの仕様は、別図のとおりとする。

(使用の目的)

第3条 ロゴマークの使用は、記念事業実施要領に基づき、鄭成功生誕 400 周年に向けた機運醸成及び記念事業の推進に資するものでなければならない。

(使用の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を制限する。

- (1) 公序良俗に反するものや、前条に規定するロゴマークの使用の目的になじまないと考えられるとき。
- (2) 特定の宗教又は政治団体の利害に関するものであるとき。
- (3) 自己のマーク、商標又は意匠に相当するものとして、占有的な使用がなされる恐れがあるとき。
- (4) その他ロゴマークの使用が記念事業の信用又は品位を害する恐れがあるとき。

(使用の承認)

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ鄭成功生誕 400 周年記念事業実行委員会委員長（以下「委員長」という。）の承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合については、この限りではない。

- (1) 報道機関が報道の目的に使用するとき。
- (2) その他委員長が承認を必要としないと認めるとき。

(使用の申請)

第6条 前条の承認を受けようとする者は、使用承認申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、委員長へ提出しなければならない。

- (1) 見本又は原稿
- (2) その他委員長が必要と認める書類

2 ロゴマークを使用して作成した製作物等（以下「製作物等」という。）を有料で販売する場合は、前項各号に掲げる書類と併せて、販売価格等を記載した企画書を提出しなければならない。

3 前2項の規定は、承認を受けた事項を変更する場合についても準用する。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から当該事業が終了した日又は令和6年12月31日のいずれか早い日までとする。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(承認の決定)

第9条 委員長は、使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 委員長は、前項の承認に当たっては、必要な条件を付すことができる。

(使用方法)

第10条 ロゴマークは、別図に示す形状、色等に従って使用するものとし、その一部のみ使用し、又は変形し、若しくは他の図形、文字と重ねて使用してはならない。ただし、委員長の承認を受けたものはこの限りではない。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた内容に沿った適切な使用を行うこと。
- (2) ロゴマークの使用の権利を、他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 製作物等は、完成後、速やかに委員長に提出すること。ただし、製作物等の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (5) 製作物等を有料で販売する場合にあっては、その販売する価格は、ロゴマークを使用する前の額と同額以下の額又は類似の既製品の価格と同等以下とする。
- (6) その他委員長が必要と認める事項を遵守する。

(承認の取消し)

第12条 委員長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、製作物等の回収を求めることができる。

- (1) 使用承認申請書の記載内容に虚偽があるとことが判明したとき。
- (2) 使用承認に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

(使用者の責任)

第13条 前条の規定によりロゴマークの使用の承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、鄭成功生誕400周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）はその責めを負わない。

2 使用者は、製作物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際し、故意又は過失により、実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。